

議事要旨(2) 企業会計基準公開草案「退職給付に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」について

冒頭、逆瀬副委員長(専門委員長)より、「退職給付に関する会計基準(案)」(以下、「会計基準案」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」(以下、「適用指針案」という。)については、本日の審議の後、公表を決議する予定であることが説明された。引き続き中根専門研究員より、会計基準案、適用指針案及び公表にあたっての文案について、前回委員会以降の修正箇所に関する説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

(翌期に支払うと予想される金額の概算額の開示について)

- ある委員より、退職給付債務の計算を外部へ委託している場合、翌期の事業主から受給権者への支払予想額の注記に必要な情報は、外部の計算委託先から入手することになるのかという質問があった。これに対して事務局より、米国会計基準を適用している日本企業が外部の計算委託先から関連する情報を入手している実務があり、今後、この適用指針案が適用される場合には、これと同様な実務が行われることも考えられる旨の回答があった。

(未認識項目の会計処理について)

- ある委員より、現行の文案では未認識項目(数理計算上の差異及び過去勤務費用)が直接、純資産の部に計上されるという誤解を招くおそれがあるので、その他の包括利益を通じて計上されることを明らかにすべきという意見があった。これに対して事務局より、指摘の点について修文する旨の回答があった。

(適用時期について)

- ある委員より、会計基準案の適用時期について、新たに認められる給付算定式に従う方法の選択を検討する場合、年金数理人との協議を含めた準備に時間を要する点に配慮が必要ではないかという意見があった。これに対して事務局より、「コメント募集」の中で、この点に関するコメントを求める記述を加筆する旨の回答があった。

(会社法上の分配可能額への影響について)

- ある委員より、会社法上の分配可能額への影響に関する質問があった。これに対して事務局より、公開草案のコメント期限後に再開する専門委員会から、関連省庁にオブザーバーとして参画してもらおう意向である旨の回答があった。

(税効果会計の取扱いについて)

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ある委員より、未認識項目を貸借対照表で即時に認識すると一時差異への影響が大きくなり、繰延税金資産の回収可能性の考え方が従来よりも難しくなると思われるが、どのような取扱いになるのかという質問があった。これに対して事務局より、適用指針案において初度適用時の税効果の考え方が示されている旨と、その後の税効果の考え方は、従来から認められている発生時点で即時に費用処理する場合と同様になることから、新たな取扱いは設けていない旨の回答があった。

(コメントの募集期間について)

- ある委員より、公開草案の公表後に年度決算や 5 月の連休をはさむため、コメントの募集期間をもう少し延長してはどうかという意見があった。これに対して事務局より、コメントの募集期間を当初の案より約 2 週間延長し、5 月 31 日をコメント期限とすることとしたい旨の回答があった。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者 13 名全員の賛成により、会計基準案及び適用指針案の公表が承認された。

以 上